

子ども手当は引き続き支給されます

子ども手当は、平成23年4月から9月までの6ヶ月間、これまでと同じ13,000円が引き続き支給されることになりました。

なお、出生などにより新たに養育する子どもができた方や、現在子ども手当を受給していて他の市町村から転入された方は申請が必要です。また、公務員の方は各職場にて申請してください。

※ 現在子ども手当を受給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない方は、手続きの必要はありません。

【支給対象となる子ども】 0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで

【支給金額】 子ども1人につき 月額13,000円

【支給月】 平成23年6月（平成23年2月から5月分）
平成23年10月（平成23年6月から9月分）

平成23年6月の現況届の提出は不要です。ただし、10月に届出・申請などが必要となる場合がありますので、今後広報などでお知らせします。

お問い合わせは、市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口 ☎32・2114）まで。



ひとり親家庭に入学祝金を支給

母子家庭等児童入学祝金は、小松島市に一年以上居住しているひとり親家庭（母子家庭、父子家庭）で、小学校または中学校に入学する児童を扶養している母または父に入学祝金を支給します。

対象となる方には、5月末までに市児童福祉課から通知する予定ですが、対象になると思われる方で通知のない場合はお申し出ください。

小学校入学祝金 5千円
中学校入学祝金 8千円

お問い合わせは、市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口 ☎32・2114）まで。

5月5日から

「児童福祉週間」

平成23年度標語

『おいでおいでみんなと一緒に遊ぼう』



子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。市では、児童福祉週間に合わせて庁舎屋上に横断幕、庁舎前に幟旗を掲示し、子どもへの虐待未然防止などにつながるよう啓発しています。この機会に、一緒に考えてみませんか。

お問い合わせ・ご相談は、市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口 ☎32・2114）まで。